

参考資料**＜出席停止となる感染症について＞令和6年4月変更**

下記の感染症にかかった場合は、出席停止の扱いとなります。病院で診断を受けた場合は学校へお知らせください。

感染症が治って登校する際には「治癒証明書」の提出をお願いします。

尚、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、溶連菌感染症については病院の治癒証明書はいりません。学校から用紙をお渡ししますので、保護者の方が記入をして提出してください。（学校ホームページよりダウンロードしてご利用いただくことも可能です）

病名	治癒証明書の扱い
・麻疹（はしか） ・風疹 ・百日咳 ・結核 ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・水痘（水ぼうそう） ・咽頭結膜熱（プール熱）	<u>病院で「治癒証明書」を発行してもらい、登校時に提出する。（用紙の指定なし）</u>
・インフルエンザ ・新型コロナウイルス感染症 ・溶連菌感染症	<u>保護者が「治癒報告書」に記入して、登校時に提出する。（学校の用紙）</u>
・その他の感染症	<u>原則として通常の病欠と同じ扱い。（証明書等の必要なし）</u> <u>「感染の恐れがあるため出席停止」と医師の指示があった場合のみ出席停止。</u> 出席停止とする場合は、 <u>病院で「治癒証明書」を発行してもらい、登校時に提出する。（用紙の指定なし）</u>